

スコットランド議会選、独立派が過半数となるも展開は不透明

英国は欧州連合(EU)から離脱しましたが、連合王国を構成するスコットランドはEU残留が根強く支持されています。そうした中、英国からの独立を巡る住民投票の実施を支持するスコットランド民族党(SNP)が単独で過半数を獲得できるかが注目された今回の選挙では1議席及びませんでした。独立の気運は後退したと見られます。

スコットランド議会選挙:SNPは第1党を確保するも単独で過半数に届かず

英国(連合王国)を構成する4地域の1つであるスコットランドで2021年5月6日に地方議会選挙が実施されました。開票の結果、選挙公約として23年末までに英国からの独立を巡る2度目の住民投票の実施を掲げている与党のスコットランド民族党(SNP)が全129議席のうち64議席を獲得しました(図表1参照)。第1党ながら、単独での過半数に届きませんでした。改選前議席を3議席上回りました。

なお、SNP同様に住民投票の実施を支持する緑の党も8議席を獲得したため、独立派が過半数となりました。

どこに注目すべきか: スコットランド、独立、住民投票、英国ポンド

英国は欧州連合(EU)から離脱しましたが、連合王国を構成するスコットランドはEU残留が根強く支持されています。そうした中、英国からの独立を巡る住民投票の実施を支持するSNPが単独で過半数を獲得できるかが注目された今回の選挙では1議席及びませんでした。独立の気運は後退したと見られます。

まず、スコットランドの最初の住民投票を振り返ると、今日のヘッドライン14年9月19日号等で、その住民投票を取り上げています。結果は独立賛成が約45%、反対が約55%で独立は否定されました。当時のキャメロン首相がスコットランドの自治権拡大を約束するなど、異例の対応で残留に努めた結果、独立を阻止できたという経緯があります。その意味で最初の住民投票は僅差の勝負であったといえます。

SNPは2度目の住民投票の実施を公約としています。英国がEU離脱を完了させる中、EU残留を支持するスコットランドの声を受けたものでしょう。SNPは過半数に1議席足りませんでした。緑の党と合わせれば独立派が過半数という格好は整っています。

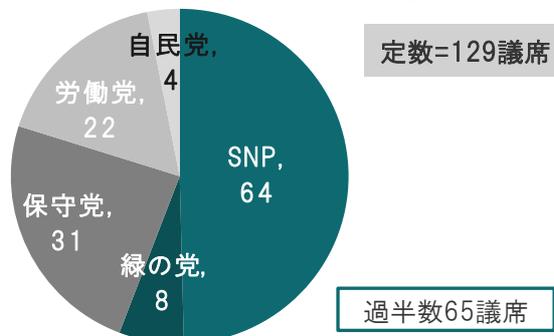
しかし、市場の反応を見ても(図表2参照)、英国ポンドは上昇傾向を維持するなど、独立の気運は後退したと見られます。選挙の結果(独立)を担保する住民投票の実施には英国議会の承認が必要とみられます。勝手に行ったので

は世論調査と変わらないからです。正式な住民当票の怖さを知る英国のジョンソン首相は住民投票の要請を一貫して拒否する構えです。英国政府との交渉を優位に進めるにはSNPの単独過半数が望ましいと考えられます。緑の党との寄り合い所帯の独立派を形成しても、一緒になれない点などを交渉で問われれば不利に働くことが懸念されます。

なお、承認が取れない場合SNPは法廷闘争を仕掛ける可能性もありますが展開は全く不透明で長期化も想定されます。

今回の選挙は住民投票より、その準備プロセスの開始を占う面がありました。SNPの過半数割れで当面、スコットランド独立がポンドの下押し要因となる懸念は、市場の動きを見る限り後退したと思われれます。英国はワクチン接種で先行したことからポンドは回復基調でしたが、足元相場の材料としてワクチン接種の先行は賞味期限切れの印象も見られます。またスコットランドの独立問題は当面ポンドへ大きな影響を与えそうもありません。そうした中、今後のポンドの動向は、債券購入削減方針を巡る金融政策の動向が左右する展開を想定しています。

図表1: 21年5月のスコットランド議会選挙の結果



出所:スコットランド議会のデータなどを使用しピクテ投信投資顧問作成

図表2: 英国ポンド(対ドル)と英10年国債利回りの推移



出所:ブルームバーグのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。